

第44回九都県市合同防災訓練（埼玉県会場）会場設営等
業務委託仕様書

1 契約期間

契約締結日から令和5年9月15日（金）まで

2 業務実施場所（別添1「会場全体図」参照）

志木市役所（志木市中宗岡1丁目1番1号）、いろは親水公園（志木市中宗岡5丁目1）及び県が指定する場所

3 訓練概要

（1）実施日

令和5年8月27日（日） 9時～13時30分

（2）実施内容

主に志木市役所で実動訓練を、いろは親水公園で防災フェアを行う。

4 業務内容

（1）基本事項

ア 受託者は仕様書別添2「配置図」と別添3「業務一覧」のとおり会場を設営し、訓練終了後は撤去を行うこと。

業務の実施にあたっては県の担当者と、十分な打合せを行うこと。

イ 搬入搬出、設営及び撤去業務は発注者が指定する次の期間に行う。また、同期間中に別の業者等の搬入・搬出等もあるため、作業時間等について県と事前に調整を行うこと。

なお、やむを得ない事情があると発注者が認めるときは、この期間外に行うことができる。

（ア）志木市役所・グランドテラス

令和5年8月25日（金）9時～8月28日（月）17時

（イ）志木市役所・庁舎内

令和5年8月25日（金）17時15分～8月27日（日）21時

なお、25日（金）9時から、1階のスペースに資材の保管をすることができる。

（ウ）いろは親水公園

令和5年8月25日（金）9時～8月27日（日）17時

ウ 設営の完了について、令和5年8月26日（土）12時までに発注者による確認を済ませること。

（2）業務責任者の専任

ア 委託契約締結後、速やかに業務責任者を1人決めること。

イ 業務責任者は、受託する会社の社員をあてること。

ウ 業務責任者は、発注者の指示に従い委託業務の円滑な実施に努めること。

エ 業務責任者は、設営、撤去時と、訓練実施時間中会場に駐在し、不足の事態が起きた際には、発注者に報告すること。

5 業務実施に当たっての注意事項

（1）安全の確保

本業務では、事故の発生を未然に防止するよう努力するとともに、労働基準法その他関係法令を厳守し、円滑にこれを行わなければならない。なお、受託者に起因する事故障害等が生じた場合、速やかに発注者に連絡するとともに、受託者の責においてこれを補償すること。

強風や訓練ヘリコプターによる風圧により、資機材等が飛散することのないよう必要な措置をとること。

また、本業務を実施するにあたり、近隣等から苦情が出ないよう十分配慮すること。

（2）会場周辺等への配慮

設営及び撤去の際は、周辺地域に騒音や振動等の迷惑がかからないようにすること。

搬入搬出、設営及び撤去の際は、通行人や見学者等に対する安全対策を十分に行うこと。また、庁舎内のエレベータを使用する場合は、養生を行うこと。訓練開催中は来賓等が使用するため養生を撤去すること。

撤去後は設営前の状態に復旧させること。

（3）進捗管理と発注者との連携

訓練実施に支障が生じることがないように、契約後、業務の完了まで業務の進捗管理には常に留意すること。

進捗について発注者へ報告し、特に不測の事態が生じた場合は、遅滞なく発注者へ報告すること。

6 その他の留意事項

(1) 訓練の中止

本訓練は、感染症等のまん延、災害の発生、台風等悪天候時等に発注者の決定により中止することがある。

それ以外の場合は訓練を実施するので、雨天等の対応を含めて計画・実施すること。雨天の場合等は、航空機の訓練など一部中止となる場合もあるが柔軟に対応すること。

(2) 委託金額の支払いについて

訓練が中止となった場合（受託者の責めによる場合を除く。）は、受託者は業務が完了している部分の業務報告を行い、発注者が適正と判断した場合は、業務が完了した部分までの代金を支払うものとする。

なお、この場合、受託者は完了した業務について完了した金額を記入の上、必要に応じて内訳書を添付し発注者へ提出し部分完了報告を行うこと。

発注者は、部分完了報告が適正であることを確認のうえ、契約金額を上限に支払いをするものとする。

(3) 作業工程表等の提出

契約締結後、速やかに次の書類を提出するものとする。なお、書類の作成に当たっては、事前に発注者と協議を行うこと。

ア 提出書類

作業工程及び作業計画表

イ 提出先

埼玉県危機管理防災部災害対策課 防災基地・防災訓練担当

(4) その他

ア 本仕様書は業務の基本的な内容を示すものであり、業務の遂行上、当然必要とされるものについては、受託者の責任において行うこと。

イ 作業員に対して、従事する作業の手順、安全管理その他必要な事項について指示を行い、作業に従事する際は会社名等の所属を明示するものを必ず身につけるよう徹底すること。

ウ 受託者は、全ての業務が完了後、速やかに業務完了報告書を提出すること。

発注者は、委託業務及び業務完了報告書に誤りが無いことを確認のうえ、契約金額を上限に支払いをするものとする。

- エ 委託業務の実施上、知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- オ 委託業務で発生した成果物、権利等については、発注者に帰属させる。
受託者は、第三者の財産権を侵害しないことを保障しなければならない。
- カ 訓練内容については、変更となる可能性があるが、柔軟に対応すること。
- キ その他、この仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、発注者と協議の上決定すること。